

議案第 86 号

北本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

北本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき北本市農業委員会の委員の定数を定め、及び同法第 18 条第 2 項の規定に基づき北本市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 北本市農業委員会の委員の定数は、13 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 北本市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、5 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。
(北本市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)
- 2 北本市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和29年条例第5号)は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会	会長	月額	36,100円	2,000円
	会長代理	月額	30,500円	2,000円
	委員	月額	26,800円	2,000円

を

農業委員会	会長	月額	(基本給) 36,100円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
	会長代理	月額	(基本給) 30,500円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
	委員	月額	(基本給) 26,800円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
農地	月額	(基本給) 26,800円	2,000円	

	利用		0円
	最適 化推 進委 員	年額	(能率給) 予算の範囲 内において規則で定め る額

に改める。